

令和7年度 清須市立新川小学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、校訓の「じょうぶなからだにきたえよう しんぼう強い子になろう きまりをよくまもろう」の精神のもと、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

< いじめの問題に関する基本的認識 >

- ・ いじめは、どの子も、どの学校でも、どの学級にも起こりうるものであること。
- ・ いじめは、人として絶対に許されない行為であるとの強い認識に立つこと。
- ・ いじめられている子どもの立場に立った指導を行うこと。
- ・ 家庭・学校・地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むことが必要であること。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応し、以下の役割を担う。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、特別支援教育主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」にいじめ対策の達成目標を設定

- ・ いじめ防止等の取組の基本的な方向や取組内容を定める。
- ・ 学校におけるいじめ防止対策等の取組について検証を行い、改善策を検討する。

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」「いじめ問題対応マニュアル」の共通理解を図り、教職員一人一人がいじめの情報をいじめ・不登校対策委員会に報告共有する義務があることを周知徹底する。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・ いじめ防止チェックシートを配付し、教員が初期段階に見られる変化を見逃さないようにする。

(3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ ホームページにいじめ防止基本方針を公表し、いじめ防止の計画や取組、学校評価の結果等を発信する。

(4) いじめ事案への対応

- ・ 教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」において当該いじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、迅速かつ組織的に対応する。
- ・ 事案への対応については、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察関係者など、外部専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害者児童及び加害者児童を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア いじめを許さない学校づくりのために全教職員が一丸となって、予防・啓発・体制づくり・連携・相談・対応に取り組む。
- イ 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ウ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育を充実させるとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ることで、いじめをしない態度や能力を育てる。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施し、**児童の小さなサイン**を見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する対応

- ア いじめの発見・通報を受けた場合、**迅速かつ組織的**に対応する。
- イ **被害児童を守り通す**という姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、必要に応じて、児童相談所等、警察署等の関係機関との連携の下で取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、教育委員会の指示に基づいて調査対応をする。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して個人情報に注意しながら適切な情報を提供する。

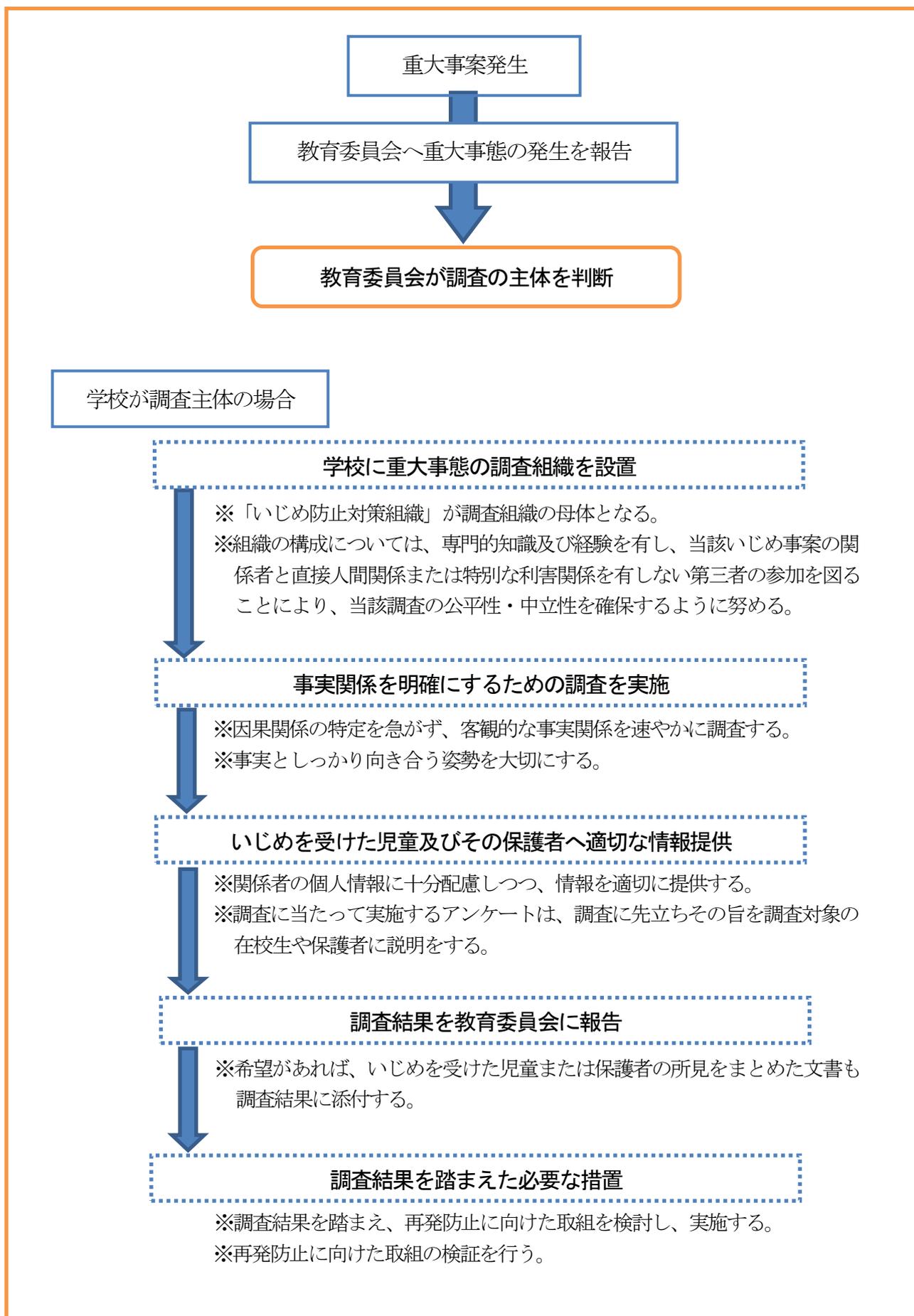
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、より実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを行い、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「いじめ防止基本方針」は、ホームページ等で公開する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止にも取り組む。

7 重大事態の対応フロー図



8 取組の年間計画例

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月		<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ基本方針」の内容・達成目標の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○定期健康診断 ○通学団会 	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ基本方針」のHP掲載 ○登校見守り ○家庭確認 ○授業参観
5月		<ul style="list-style-type: none"> ○JRC登録式 ○縦割り集会 ○高齢者疑似体験 		<ul style="list-style-type: none"> ○家庭確認 ○学校運営協議会 	
6月		<ul style="list-style-type: none"> ○現職研修（道徳授業） 	<ul style="list-style-type: none"> ○植栽活動 ○学校保健委員会 ○ペア読書 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談・いじめアンケート実施 ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○読み聞かせ ○PTA研修会 ○植栽活動 ○水泳指導見守り
7月		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校対策委員会 ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル指導 ○千羽鶴活動 		<ul style="list-style-type: none"> ○個人懇談会 ○水泳指導見守り
8月		<ul style="list-style-type: none"> ○中間評価→検証 			
9月				<ul style="list-style-type: none"> ○身体測定 	<ul style="list-style-type: none"> ○登校見守り ○就学時健診
10月		<ul style="list-style-type: none"> ○現職研修②（ケーススタディ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談・いじめアンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会 ○学校運営協議会
11月			<ul style="list-style-type: none"> ○福祉実践教室 ○学校保健委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健委員会 ○植栽活動 ○読み聞かせ
12月		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校対策委員会 ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権集会・人権講話 ○赤い羽根募金活動 		<ul style="list-style-type: none"> ○個人懇談会
1月			<ul style="list-style-type: none"> ○保健指導（命の大切さ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体測定 ○教育相談・いじめアンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○中学入学説明会 ○保護者へ学校教育評価アンケート ○授業参観 ○長縄大会
2月		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校対策委員会 ○自己評 		<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間 ○通学団会 	<ul style="list-style-type: none"> ○新1年生学校参観 ○学校運営協議会 ○登校見守り
3月		<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○6年生を送る会 ○奉仕活動 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育評価の公表（配付・HP） ○奉仕活動
通年	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 ○いじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝礼における校長講話 ○縦割り集会・縦割り清掃 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○心の天気 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA役員会、常任委員会 	